

最近の裁決・裁判例から見た 株式評価を巡る評価通達6項 の適用について

税理士 高杉尚志
公益財団法人 日本税務研究センター

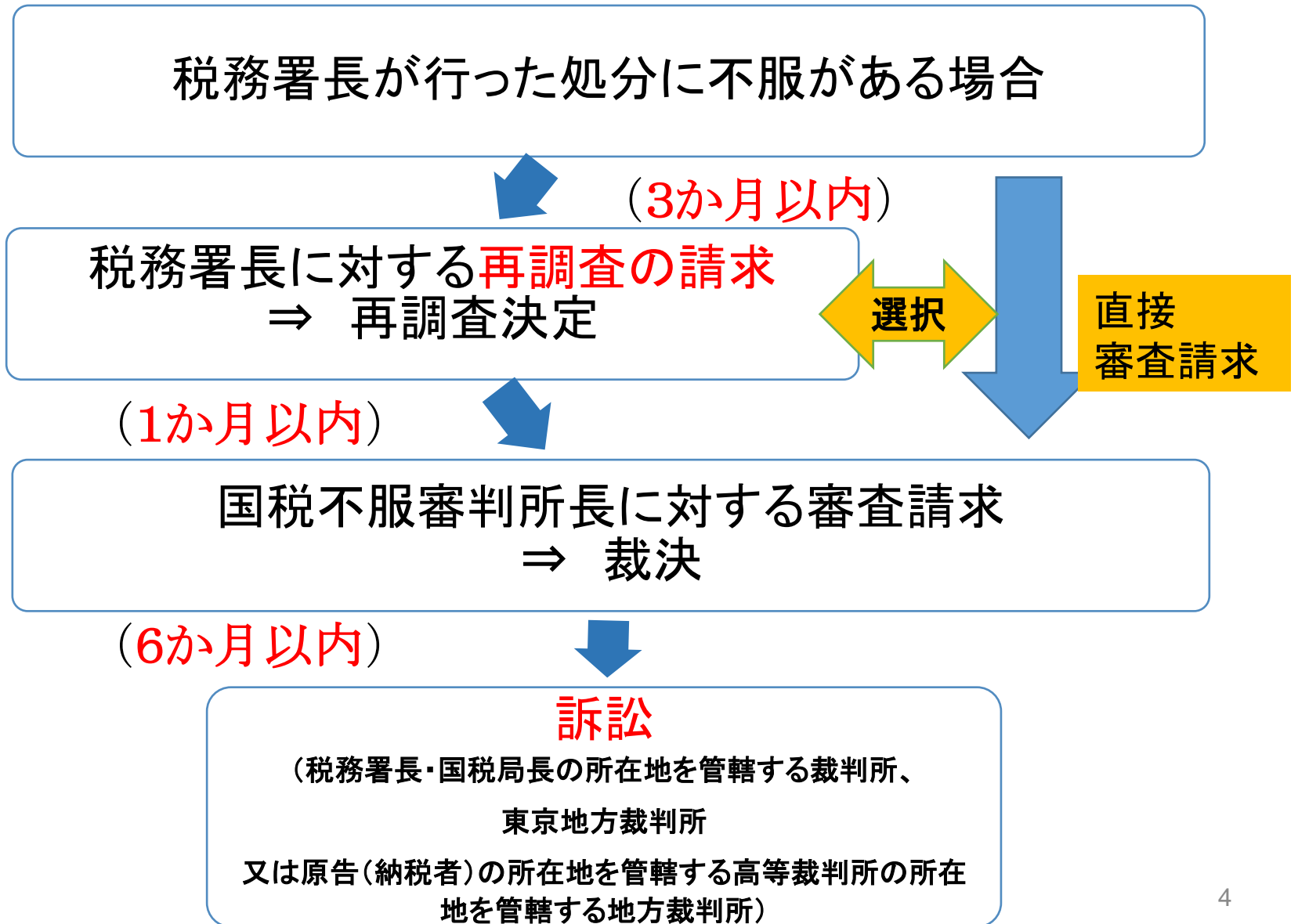
本ゼミの構成

- 1 国税不服申立制度とは
- 2 裁決書の構成
- 3 相続税及び贈与税の財産の評価の争い
- 4 評価通達6項事案
鑑定評価額等(課税処分) > 通達評価額(申告額)
⇒ 平成29年5月23日公表裁決
最三小判令和4年4月19日民集76巻4号411頁
- 5 株式評価を巡る評価通達6項事案
⇒ 令和2年7月8日裁決(仙裁(諸)令2-3)未公刊
TAINZ・F0-3-692
東京地判令和6年1月18日TAINZ・Z888-2556

1 国税不服申立制度とは

- 国税に関する法律に基づく処分に不服のある納税者が、処分の取消しなどを求めることができる制度
- 国税不服審判所長に対する「審査請求」と税務署長等に対する「再調査の請求」の選択制となっている。

国税不服申立制度の流れ



国税不服審判所とは？

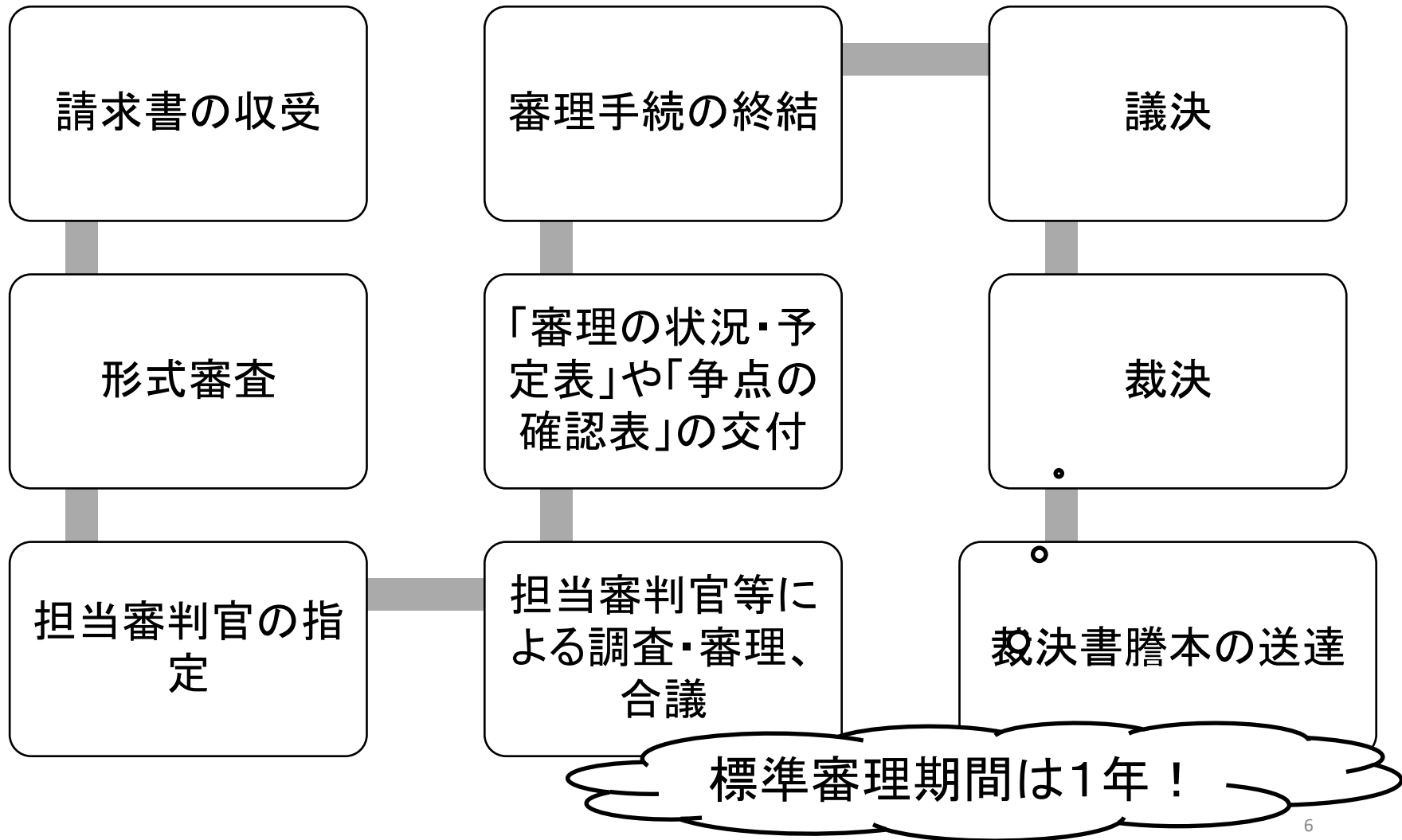
- 国税庁の「特別の機関」

⇒ 国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関であり、審査請求事件（税に関する不服申立て）を調査・審理して裁決を行う。

- 国税不服審判所の裁決は、行政部内における最終判断である。

- 処理が迅速（原則として1年以内の処理）であり、手数料もかからない。

一般的な審理の流れ



2 裁決書の構成(典型例)

I 主文

II 理由

1 事実

(1) 事案の概要

(2) 関係法令等

(3) 基礎事実

(4) 審査請求に至る経緯

2 争点

3 争点についての主張

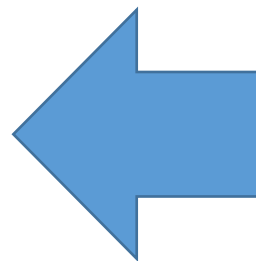
4 当審判所の判断

(1) 法令解釈

(2) 認定事実

(3) 当てはめ

(4) 結論



「法的三段論法」で
判断

(参考)
法的三段論法

大前提
(法令の定め)

例えば、
要件A ⇒ 効果Xと
なっている場合



小前提
(事実を法令に当てはめ)

事実Bは要件Aに
該当するか？



結論

該当すれば、
事実B ⇒ 効果X
という結論になる

3 相続税及び贈与税の財産の評価の争い

・相続税法22条に、相続等により取得した財産の価額は財産の取得の時点における時価と規定。

財産の評価は、財産評価基本通達(評価通達)に従った評価が定着。時価として推認。

評価通達は法令ではない。

・ 評価通達1項(評価の原則)(2)(時価の意義)

時価とは、課税時期(相続等により取得した日等)においてそれぞれの財産の現況に応じ不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は評価通達の定めによって評価した価額による。

・ 評価通達6項(この通達の定めにより難しい場合の評価)

この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

通達評価額と時価との関係が争点となるものとして、次のような事例がある。

本ゼミにおいては次の②の裁決事例等について説明する。

① 納税者が評価通達の定めによらず財産評価(不動産鑑定評価額等)を行って申告

鑑定評価額等(申告額) < 通達評価額(課税処分)

② 課税庁が評価通達の定めによらず財産評価(不動産鑑定評価額等)を行って課税処分

鑑定評価額等(課税処分) > 通達評価額(申告額)

⇒ 評価通達6項事案

○ 時価と通達評価額のイメージ図

時価 = 客観的交換価値

②
課税処分
額

通達評価額 ⇒ 時価として推認

①
鑑定評価
額(申告
額)

評価の安全性
例: 路線価は地価
公示価額の約8
割が目安

4 評価通達6項事案

鑑定評価額等(課税処分)
> 通達評価額(申告額)
事例②のケース

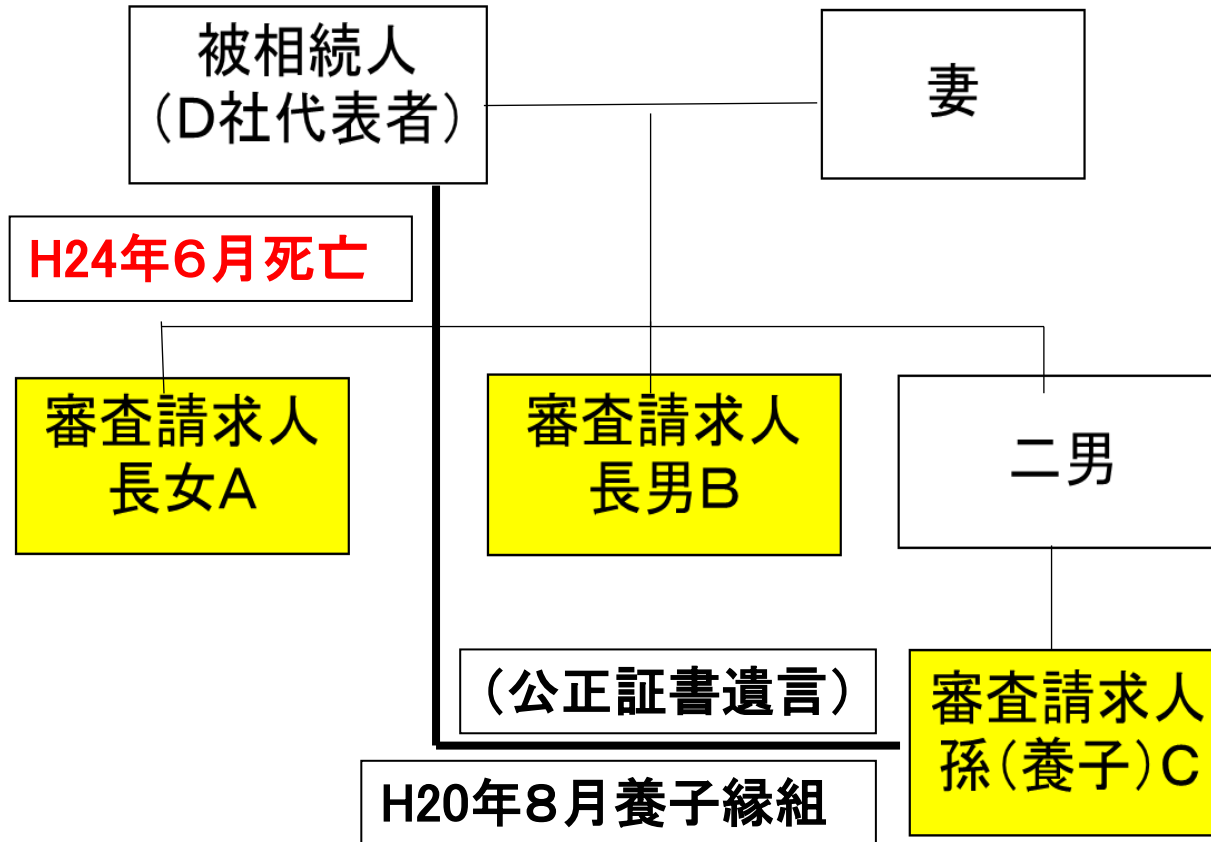
⇒平成29年5月23日公表裁決

最三小判令和4年4月19日民集76巻4号411頁





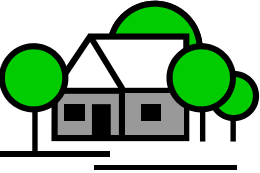
事案の概要(棄却)

- 相続財産のうち一部の不動産については、財産評価基本通達によらないことが相当と認められる特別の事情があると認められることから、ほかの合理的な時価の評価方法である不動産鑑定評価に基づいて評価することが相当であるとした事案。
- 争点は、「本件各不動産について、評価通達に定める評価方法によらないことが相当と認められる特別の事情があるか否か」である。

相続関係図



被相続人の財産・債務

財 産	債 務
甲土地建物 (H21年1月30日取得) 	E銀行借入金 (H21年1月30日借受)
乙土地建物 (H21年12月25日取得) (H25年3月7日譲渡) 	長女A借入金 (H21年12月18日借受) 妻借入金 (H21年12月21日借受)
その他の財産   	E銀行借入金 (H21年12月25日借受)

本件各不動産について、評価通達に定める評価方法によらないことが相当と認められる特別の事情があるか否か？


財産評価基本通達

(この通達の定めにより難しい場合の評価)


6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

《参考》 通達評価額と取得価額等との対比

(甲土地建物)	通達評価額(約23.9) < 取得価額(100)
	通達評価額(約26.5) < 鑑定評価額(100)



(乙土地建物)	通達評価額(約24.3) < 取得価額(100)
	通達評価額(約25.8) < 鑑定評価額(100)
	通達評価額(約26.0) < 譲渡価額(100)



○ 申告・更正処分

1 申告

請求人らは、甲土地建物及び乙土地建物を「通達評価額」に基づいて申告。

2 更正処分

税務署長は、甲土地建物及び乙土地建物を「鑑定評価額」に基づいて更正処分。

鑑定評価額

原価法による「積算価格」及び収益還元法による「収益価格」を算定。収益価格を標準に、積算価格は参考にとどめ、鑑定評価額を算定。

両当事者の主張のポイント

① 著しい価額乖離と評価通達6項適用の可否

原処分庁	請求人
<ul style="list-style-type: none">本件甲不動産通達評価額は、<u>取得価額及び鑑定評価額の30%にも満たない僅少なもので、著しい価額の乖離がある。</u> また、本件乙不動産通達評価額は、<u>取得価額及び譲渡価額並びに鑑定評価額の30%にも満たない僅少なもので、著しい価額の乖離がある。</u> 評価通達6項の射程には、通達評価額が時価を下回る場合も含まれる。	<ul style="list-style-type: none"><u>通達評価額と不動産鑑定士等によるほかの評価方法による評価額との間の乖離が著しいと思われる場合はまれではなく、その場合の全てに評価通達6項が適用されているものではない。</u>

両当事者の主張のポイント

② 相続税負担の不当減少

原処分庁	請求人
<ul style="list-style-type: none">本件被相続人及び請求人らによる<u>本件各不動産の取得から借入れまでの一連の行為により、本件被相続人の本件相続開始日における財産の価額を減少させ、併せて、債務を増加させたものであり、その結果として、相続税額が全く算出されていない。</u>このことは、<u>このような方法を採用することのできない納税者との間での租税負担の公平を著しく害する。</u>	<ul style="list-style-type: none">評価通達6項の要件とされる特別の事情には、節税や租税回避の意図といった主観的要素は該当しないから、<u>節税や租税回避を阻止するための根拠として評価通達6項を適用することは、その制定趣旨に反した運用で、課税庁の恣意的な課税となり、租税法主義に反する。</u>


両当事者の主張のポイント

③ 鑑定評価額の妥当性


原処分庁	請求人
<ul style="list-style-type: none">本件各鑑定評価額は、<u>いずれも不動産鑑定評価基準に準拠</u>しており、採用した数値の査定も価格時点における不動産市況を反映した客観的で信頼性の高いものであるため、<u>本件各不動産の本件相続開始日における時価を合理的に算定</u>しているものと認められる。	<ul style="list-style-type: none">鑑定評価に用いられた<u>最終還元利回りは飽くまで見積もられたものであり、評価主体の恣意により大きく変動するため、収益還元法による時価評価は唯一適正な時価とはいえない。</u>したがって、評価通達により<u>統一的に評価すべきである。</u>

審判所の判断(法令解釈)

特に租税平等主義という観点からして、特定の納税者・特定の相続財産についてのみ、評価通達に定める方法以外の方法によって評価を行うことは、納税者間の実質的公平を欠く。



評価通達に定める評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことで、相続税の目的に反し、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなるときは、別の評価方法によることが許される。



評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情のある場合には、ほかの合理的な時価の評価方法によることが許されるものと解するのが相当。

審判所の判断(当てはめ)

① 著しい価額乖離と評価通達6項適用の可否

・ 本件申告では、本件各不動産について、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には著しい乖離があり。

小規模宅地等特例を適用した後の価額で比較すると、別表5の「差引金額」欄のとおり、合計XXX,XXX,XXX円の開差がある。

これにより、借入金債務合計額は、その全額を本件各不動産の課税価格に算入した額から控除できず、他の積極財産の価額から控除されることとなり、結果として、請求人らは相続税の負担を免れることになる。

審判所の判断(当てはめ)

② 相続税負担の不当減少

・ 本件各不動産について通達評価額を課税価格に算入すると、請求人らが、本件各不動産を取得しなかったならば負担していたはずの相続税を免れる利益を享受するという結果を招来するが、これは、被相続人が相続税の負担の軽減策を採ったことによるものである。

このような事態は、同様の軽減策を採らなかったほかの納税者との間の租税負担の公平はもちろん、被相続人が多額の財産を保有していないため、同様の軽減策によって相続税負担の軽減という効果を楽しむ余地のないほかの納税者との間での実質的な租税負担の公平を著しく害し、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反する著しく不公平なものである。

審判所の判断(当てはめ)

③ 鑑定評価額の妥当性

・ 本件各鑑定評価額は、いずれも資格を有する不動産鑑定士により不動産鑑定評価基準に準拠した方法により算出されており、…各数値の査定は、本件相続開始日における本件各不動産の実情及び不動産市況を反映したものと認められる。

したがって、本件各鑑定評価額は、本件各不動産の本件相続開始日における時価を合理的に算定しているものと認められる。

審判所の判断(当てはめ:総括)

- ・ 本件各不動産については、評価通達に定める評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことによって、相続税の目的に反し、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか。

評価通達によらないことが相当と認められる特別の事情があると認められ、本件各不動産の価額は、ほかの合理的な時価の評価方法である不動産鑑定評価に基づいて評価することが相当。

⇒「**特別の事情**」はあいと判断

(参考判決・裁決)

東京地裁平成4年3月11日判決(判時1416号73頁、税資188号639頁)

東京地裁平成5年2月16日判決(判夕845号240頁、税資194号375頁)

東京高裁平成5年3月15日判決(行集44卷3号213頁、税資194号743頁)

最三小判令和4年4月19日民集76卷4号411頁
東京高判令和2年6月24日金判1600号36頁
(原審:東京地判令和元年8月27日金判1583号40頁)

東京高判令和3年4月27日訟月69卷3号363頁
(原審:東京地判令和2年11月12日判夕1500号126頁)

最三小判令和4年4月19日の判断(法令解釈)

相続税法22条の時価は客観的な交換価値
評価通達は、国民に対し直接の法的効力を有しない
財産の価額は、客観的な交換価値としての時価を上回
らない限り、相続税法22条に違反しない



課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ
評価通達の定める方法により評価した価額を上回る
価額によることは、**合理的な理由がない限り、**
租税法上の「平等原則」に違反



もっとも、**画一的な評価を行うことが「実質的な租税**
負担の公平に反する」といふべき事情がある場合には、
合理的な理由があると認められる
「平等原則」に違反しない

最三小判令和4年4月19日の判断(当てはめ)

通達評価額と鑑定評価額との間に大きなかい離があることは、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」には当たらない

本件不動産の購入・借入れは、①これを行ったことにより6億円を超える課税価格が基礎控除以下となり、相続税額が0円となった、②相続税の負担が減少することを知り、かつ、期待してこれを企画して実行

画一的な評価を行うことは、本件不動産の購入・借入れをすることのできない他の納税者との間に看過し難い不均衡を生じさせ、

実質的な租税負担の公平に反する

「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」に該当、**平等原則に違反しない!**

(評価通達6項事件のこれまでの裁判例)

1 株式

	双方の主張	判決
1	納税者: 配当還元価額 < 国: 類似業種比準価額	類似業種比準価額
2	納税者: 配当還元価額 < 国: 時価純資産価額	時価純資産価額
3	納税者: 配当還元価額 < 国: 修正配当還元価額	修正配当還元価額

2 不動産(借入金で不動産を取得)

	双方の主張	判決
1	路線価(土地)、固定資産税評価額(建物) < 国: 売買価額 又は 鑑定評価額	売買価額 又は 鑑定評価額

5 株式評価を巡る評価通達6項 事案

事例②のケース

⇒令和2年7月8日裁決(仙台(諸)令2-3)未公刊

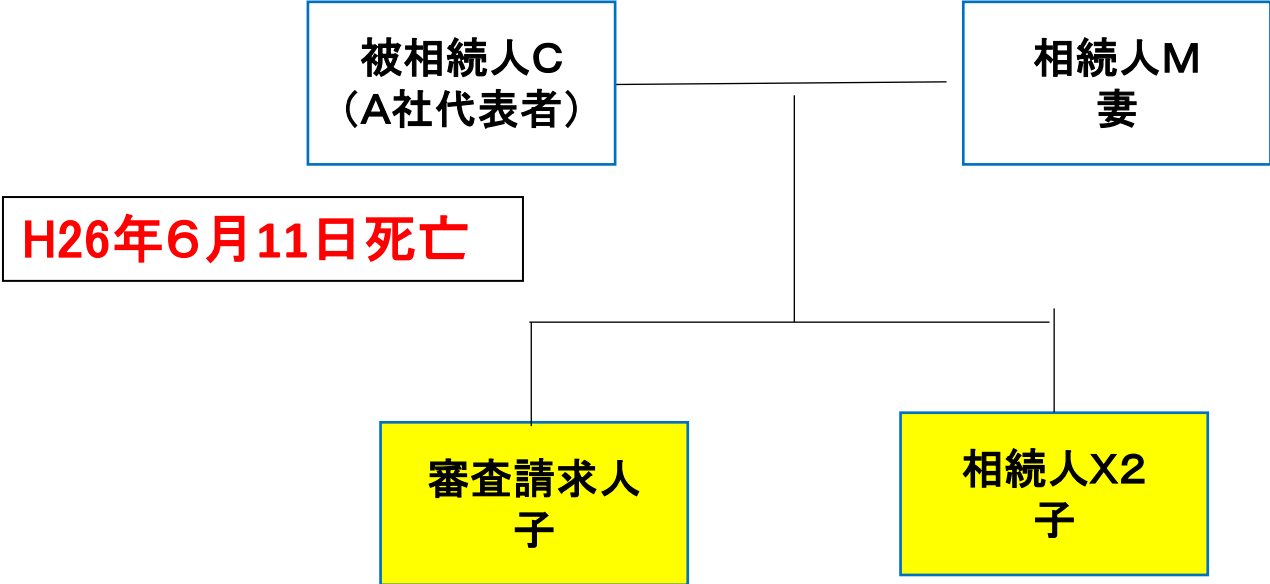
TAINZ・F0-3-692

東京地判令和6年1月18日TAINZ・Z888-2556

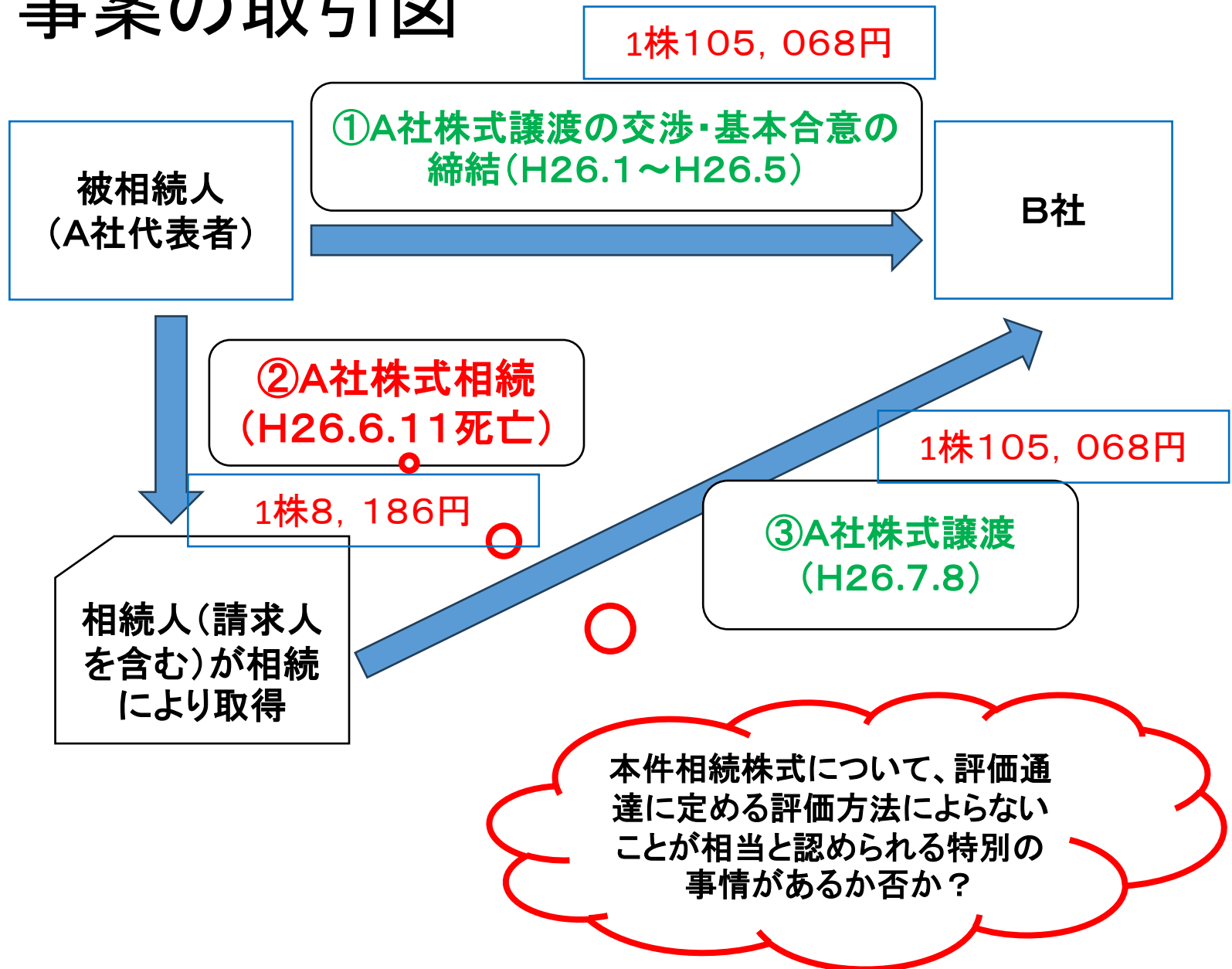
事案の概要(棄却)

- **相続により取得した取引相場のない株式**については、財産評価基本通達によらないことが相当と認められる**特別の事情があると認められる**ことから、ほかの合理的な時価の評価方法である**DCF法、株価倍率法及び取引事例比較法**を採用した**株式価値算定報告に基づいて評価することが相当**であるとした事案。
- 争点は、「評価通達6の適用は違法か否か」である。

相続関係図



事案の取引図



A社の株式の譲渡等

日付	A社の株式の譲渡等	本件相続
H26.1.16	被相続人は、B社と、A社のB社に対する売却・資本提携等を前提とする協議を進めるに当たっての「秘密保持契約」を締結	
H26.5.29	被相続人とB社は、A社の株式譲渡に向けて協議を行うことについての「基本合意書」を締結 H26.7.8を目途にA社株式譲渡の契約を書面にて締結 基本合意価格は、 1株105,068円	
H26.6.11		相続開始 (1株8,186円)
H26.6.18		相続人Mが、A社の代表取締役就任
H26.7.8	<ul style="list-style-type: none">・A社株式譲渡について、H26.7.14を譲渡予定日として実行することをA社の取締役会において承認・相続人MとB社は、相続人MがB社にA社の発行済株式の全部を譲渡する「株式譲渡契約」を締結 (1株105,068円)・請求人が、相続人Mに対し、請求人の所有するA社株式の全部を譲渡する「株式譲渡契約」を締結 (1株105,068円)	本件相続株式の遺産分割協議が成立

A社の株式の相続による取得の経緯

A社株式

発行済株式の総数
60,000株

内、本件相続株式
21,400株



相続による取得後の株式

相続人M : 23,700株(39.8%)
請求人 : 8,950株(14.9%)
相続人X2 : 8,950株(14.9%)
合計 41,600株(69.3%)

相続人M : 10,700株
請求人 : 5,350株
相続人X2: 5,350株

○ 申告・更正処分

1 申告

請求人らは、A社株式の本件相続株式を「通達評価額(類似業種比準評価額)」に基づいて申告。

2 更正処分

税務署長は、A社株式の本件相続株式を「**株式価値算定報告額**」に基づいて更正処分。

《参考》 通達評価額と株式価値算定報告額等との対比

通達評価額(約10.2) < 株式価値算定報告額(100)

通達評価額(約7.8) < 株式譲渡価格(100)

通達評価額(約7.8) < 基本合意価格(100)

株式価値算定報告額

インカム・アプローチの「DCF法」とマーケット・アプローチの「株価倍率法」及び「取引事例法」を採用

○ 企業価値概念

事業価値	事業から創出される価値 (事業活動によって得られる将来キャッシュ・フローの現在価値を意味し、DCF法による評価価値が該当)	
企業価値	事業価値に加えて、事業以外の非事業用資産の価値を含めた企業全体の価値	
株主価値	企業価値から有利子負債等の他人資本を差し引いた株主に帰属する価値	
	株式価値	特定の株主が保有する特定の株式の価値

企業価値評価の方法

日本公認会計士協会が、株式の価を評価する場合の実施、報告に関して取りまとめたものとして、「企業価値評価ガイドライン」がある。しかし、これは準拠しなければならない「基準」や「マニュアル」ではない。

評価アプローチ	方法	代表的な評価方法
インカム・アプローチ	評価対象会社から期待される利益、キャッシュフローに基づいて価値を評価する方法	DCF法、残余利益法、収益還元法、配当還元法
マーケット・アプローチ	上場している同業他社、評価対象会社で行われた類似取引事例など、類似する会社、事業ないし取引事例と比較することによって相対的な価値を評価する方法	類似上場会社法（倍率法）、取引事例法、市場株価法
ネットアセット・アプローチ	主として評価対象会社の貸借対照表記載の純資産に着目して価値を評価する方法	時価純資産法、簿価純資産法

○ 株式価値算定報告書の要旨

A社の相続株式の株式価値：1,720百万円
(1株当たり価格：80,373円)

株式価値は、下記DCF法とマーケットアプローチの算定結果の重なる4,440百万円から5,206百万円とした。そして、本件相続株式の割合(35.7%)分の1,584百万円から1,857百万円の平均値を採用。

	DCF法	株価倍率法	取引事例法
1 算定結果	4,440百万円～ 5,206百万円	3,564百万円～ 5,078百万円	4,672百万円～ 6,769百万円
2 算定データ	・割引率 (WACC等により算定)	・採用倍率： EV/営業利益 EV/EVITDA	・取引事例(H23. 1. 1～H26. 6. 11) ・採用倍率： EV/営業利益 EV/EVITDA
3 非流動性ディスカウント	—	—	—
4 コントロールプレミアム	—	30～50%	—

両当事者の主張のポイント

原処分庁

次のとおり、**評価通達6の適用は適法**。
本件相続株式の価額は、本件算定報告額によるべき。

- 本件算定報告額には合理性がある。**
 - ・シナジーは参考として検討依頼。
 - ・本件算定報告は、入手情報及び実施手続に制限があったことには相当の理由あり、制限があることによって合理性が失われない。
 - ・本件相続株式は、経営支配権を前提とすることに合理性あり、マイノリティ・ディスカウントしないのは相当。
 - ・本件相続株式は、流動性が確保されており、非流動性ディスカウントしないのは相当。

- 相当の根拠をもって合意した基本合意価格と通達評価額との間に著しい乖離がある。**

請求人

次のとおり、**評価通達6の適用は違法**。
本件相続株式の価額は、通達評価額とすべき。

- 本件算定報告額には合理性がない。**
 - ・完全子会社化することによるシナジーを反映させた特定当事者間で成立する可能性のある不当に高額な評価。
 - ・本件算定報告は、株式価値算定に不可欠な資料及び通常実施すべき手続を欠いた状況で行われている。
 - ・請求人が取得した株式に支配権プレミアムはなく、マイノリティ・ディスカウントは不可欠。
 - ・A社株式は非公開株式であり、保有割合に関係なく、非流動性ディスカウントすべき。

- 基本合意は、法的拘束力を有せず、無形資産の価値が顕在化したことを示すものではなく、基本合意価格は通達評価額との比較対象とならない。**

審判所の判断(法令解釈)

- ・ 評価通達に定める評価方法を画一的に適用することによって、適正な時価を求めることができない結果となるなど著しく公平を欠くような特別な事情があるときは、個々の財産の態様に応じた適正な「時価」の評価方法によるべきである。

- ・ **特別な事情がある場合は**、評価通達の定めによらない評価方法によるのが相当である。

審判所の判断(当てはめ)

1 通達評価額は、本件算定報告額の約10%、株式譲渡価格及び基本合意価格の約8%にとどまり、**著しいかい離がある。**

2 株式譲渡契約及び基本合意が、市場価格と比較して特別に高額又は低額な価額で合意が行われた旨をうかがわせる事情等は見当たらない。

3 本件算定報告のインカム・アプローチのDCF法、マーケット・アプローチの株価倍率法、取引事例法を採用したことは相当であり、算定過程にも不合理な点はなく、本件算定報告は、適正に行われたものであり合理性が認められる。



以上のとおり、通達評価額は、本件算定報告額、株式譲渡価格及び基本合意価格と**著しくかい離**しており、**評価通達の定める評価方法が合理性を有するもの**とみることはできない。



そうすると、**形式的な平等を貫くとかえって租税負担の実質的な公平を害することが明らか。**評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき**特別な事情がある。**



本件相続株式の相続税法22条の時価は、適正かつ合理性がある本件算定報告額である。したがって、**評価通達6の適用は適法である。**

東京地判令和6年1月18日の判断(総括:取消し)

令和4年最判の判断枠組みからすると、**通達評価額と株式価値算定報告額との間に大きなかい離があることのみをもって直ちに、評価通達の定めによる画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるとはいえない。**



そして、本件は、**令和4年最判の事案と異なり、被相続人及び相続人らが相続税の租税回避の目的でA社株式の売却を行ったとは認められない。**



すなわち、被相続人の生前に多額の借入金で不動産などを購入して**評価額の差異を利用する相続税の回避行為をしているような場合でない限り、租税負担の看過しがたい不均衡があるとまでは**
いえない。

評価通達6の適用は令和4年最判の判断枠組みに照らし違法

本件で特段の事情として必要と解されると例示した内容
・生前に売却合意が整っていたが、相続税回避目的等で殊更売却
却手続を相続開始後に遅らせた場合等



被相続人が相続開始日以前に行った行為は、基本合意等にとどまり、これらの行為は、相続開始日以降に行われた相続株式の売却の結果を含めて評価しても、それがなかった場合と比べて相続税の金額を軽減する効果をもたない。



特段の事情はない。相続株式は通達評価額によって評価すべき。評価通達6を適用した更正処分等は、令和4年最判の判断枠組みに照らして、平等原則の観点から違法。

○まとめ(評価通達6項適用の判断)

	令和4年最判 (不動産)	株式 (令和6年東京地判)	株式 (今後)
基準	平等原則	平等原則	平等原則
評価通達によらない判断	実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合 ⇒ 合理的な理由あり	実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合 ⇒ 合理的な理由あり	実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合 ⇒ 合理的な理由あり
事例	価額かい離 ⇒ × 租税負担の大きな減少(購入・借入れ) ⇒ ○	価額かい離 ⇒ ×	価額かい離 ⇒ × 租税負担の大きな減少(購入・借入れ) ⇒ ○

ご清聴ありがとうございました。